



# 鳥取県公報

平成16年12月28日(火)  
号外第202号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>教委規則</b>	鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則(22)(高等学校課).....	1
	鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(23)( " ).....	2
	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(24)( " ).....	9
<b>教委告示</b>	平成17年度鳥取県立高等学校募集生徒数(28)( " ).....	10

## 教育委員会規則

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 鳥取県教育委員会規則第22号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後							改 正 前						
別表(第3条関係)							別表(第3条関係)						
1 高等学校							1 高等学校						
高等学校名	課程名	学 科 名	修業年限	収容定員	所 在 地		高等学校名	課程名	学 科 名	修業年限	収容定員	所 在 地	
略							略						
米子工業高等学校	全日制課程	工業学科	3 年	114人	米子市博労町四丁目220		米子工業高等学校	全日制課程	工業学科	3 年	114人	米子市博労町四丁目220	
		環境デザイン科							環境デザイン科				
米子白鳳高等学校	定時制課程	総合学科	3年以上	60人	米子市淀江町福岡24		米子白鳳高等学校	定時制課程	総合学科	3年以上	60人	米子市淀江町福岡24	
	通信制課程	普通学科	普通科	3年以上					80人	普通科	3年以上		
略							略						
2 略							2 略						

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第2条 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
実施校の名称	通信教育の実施区域	実施校の名称	通信教育の実施区域
略		略	
米子東高等学校	米子市、境港市、東伯郡のうち北条町、大栄町及び琴浦町、西伯郡並びに日野郡の区域	米子東高等学校	米子市、境港市、東伯郡のうち北条町、大栄町及び琴浦町、西伯郡並びに日野郡の区域
米子白鳳高等学校	米子市、境港市、東伯郡のうち北条町、大栄町及び琴浦町、西伯郡並びに日野郡の区域		

(鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則(平成元年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
(実施校)				(実施校)			
第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。				第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。			
高等学校名	課程名	学科名		高等学校名	課程名	学科名	
略				略			
米子東高等学校	定時制課程	普通学科	普通科	米子東高等学校	定時制課程	普通学科	普通科
米子白鳳高等学校	定時制課程	総合学科					

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 鳥取県教育委員会規則第23号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 高等学校等奨学資金貸与予定者は、高等学校等に入学したときは、直ちに鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書（別記様式第1号の3）に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、<u>高等学校等からの高等学校等奨学資金貸与予定者の入学状況等を証する書類の提出をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>（大学等奨学資金の貸与の申請）</p> <p>第5条 大学等奨学資金の貸与の申請は、<u>高等学校等在学時申請と大学等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。</u></p> <p>（1）<u>高等学校等在学時申請</u> 高等学校等の第2学年に在学する者（学年による教育課程の区分を設けない課程に在学する者）にあっては、教育長が別に定める者）</p> <p>（2）略</p> <p>第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）（別記様式第1号の5）に、次に掲げる書類を添付して、<u>在学高等学校等の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により、貸与予定者を決定したときは、その旨を本人及びその者が在学する<u>高等学校等の長</u>に通知するものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第5条の3 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第5条第2号の規定に該当する者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（大学等在学時申請用）（別記様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して、<u>出身高等学校等の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</u>ただし、<u>高等学校等を卒業しないで大学等に入学した者については、当該申請書に第2号から第4号までに掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（連帯保証人等）</p> <p>第5条の4 奨学資金の貸与を受けようとする者は、<u>連帯保証人及び保証人を立てなければならない。</u></p> <p>2 前項の連帯保証人及び保証人は、<u>各1人とし、連帯保証人は、申請者が未成年である場合はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。</u></p> <p>（誓約書）</p> <p>第6条 前条の規定により奨学資金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、<u>決定通知書を受けた日から15日以内に連帯保証人及び保証人と連署した誓約書（別記様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（借用証書の提出）</p> <p>第10条 奨学生は、奨学資金の貸与が終了し、又は前条の規定により奨学資金の貸与を取り止められ、若しくは辞退したときは、<u>連帯保証人及び保証人と連署した鳥取県英奨学資金借用証書（別記様式第8号。以下「借用証書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（奨学資金の返還猶予）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 返還猶予を受けようとするときは、<u>連帯保証人及び保証人と連署のうへ鳥取県英奨学資金返還猶予願（別記様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>（奨学資金の返還免除）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 返還免除を受けようとするときは、<u>連帯保証人及び保証人と連署した鳥取県英奨学資金返還免除願（別記様式第10号）に家庭状況書（別記様式第11号）を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>（奨学生に関する届出）</p> <p>第15条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、直ちに鳥取県英奨学生異動届（別記様式第12号）により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）<u>連帯保証人又は保証人の住所その他身上に関する重要な事項に異動が生じたとき。</u></p> <p>2 奨学生又は奨学生であった者が、<u>連帯保証人又は保証人を変更したときは、鳥取県英奨学生保証人変更届（別記様式第13号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>第4条の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 高等学校等奨学資金貸与予定者は、高等学校等に入学したときは、直ちに鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書（別記様式第1号の3）に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（大学等奨学資金の貸与の申請）</p> <p>第5条 大学等奨学資金の貸与の申請は、<u>高等学校在学時申請と大学等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。</u></p> <p>（1）<u>高等学校在学時申請</u> 高等学校の第2学年に在学する者（学年による教育課程の区分を設けない課程に在学する者）にあっては、教育長が別に定める者）</p> <p>（2）略</p> <p>第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（高等学校在学時申請用）（別記様式第1号の3）に、次に掲げる書類を添付して、<u>在学高等学校の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により、貸与予定者を決定したときは、その旨を本人及びその者が在学する<u>高等学校の長</u>に通知するものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第5条の3 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第5条第2号の規定に該当する者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（大学等在学時申請用）（別記様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して、<u>出身高等学校の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</u>ただし、<u>高等学校を卒業しないで大学等に入学した者については、当該申請書に第2号から第4号までに掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>第5条の4 奨学資金の貸与を受けようとする者は、<u>連帯保証人を立てなければならない。</u></p> <p>2 前項の連帯保証人は、<u>2人とし、そのうち1人は申請者が未成年である場合はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。</u></p> <p>（誓約書）</p> <p>第6条 前条の規定により奨学資金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、<u>決定通知書を受けた日から15日以内に連帯保証人と連署した誓約書（別記様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（借用証書の提出）</p> <p>第10条 奨学生は、奨学資金の貸与が終了し、又は前条の規定により奨学資金の貸与を取り止められ、若しくは辞退したときは、<u>連帯保証人と連署した鳥取県英奨学資金借用証書（別記様式第8号。以下「借用証書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（奨学資金の返還猶予）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 返還猶予を受けようとするときは、<u>連帯保証人と連署のうへ鳥取県英奨学資金返還猶予願（別記様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>（奨学資金の返還免除）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 返還免除を受けようとするときは、<u>連帯保証人と連署した鳥取県英奨学資金返還免除願（別記様式第10号）に家庭状況書（別記様式第11号）を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>（奨学生に関する届出）</p> <p>第15条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号の<u>二に</u>該当するときは、直ちに鳥取県英奨学生異動届（別記様式第12号）により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）<u>連帯保証人の住所その他身上に関する重要な事項に異動が生じたとき。</u></p> <p>2 奨学生又は奨学生であった者が、<u>連帯保証人を変更したときは、鳥取県英奨学生保証人変更届（別記様式第13号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 略</p>

別記様式第1号(第4条の3関係)

(表)

略

(裏)

略

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

申 請 者 氏名 ㊟

連 帯 保 証 人 氏名 ㊟

住 所

本人との続柄( ) 年 月 日生

保 証 人 氏名 ㊟

住 所

本人との続柄( ) 年 月 日生

備考 略

別記様式第1号の2(第4条の3、第4条の4関係)

略

在学中学校又は 在学高等学校等名	
---------------------	--

略

上記の者は、高等学校等奨学資金の貸与を受ける者として、適当であると認め推薦します。

年 月 日

学 校 長 氏名 職 印

鳥取県教育委員会 様

備考 略

別記様式第1号の4(第4条の4関係)

(表)

略

在 学 高 等 学 校 等 名	立 学 校	課 程	科 第	学 年
--------------------	-------	-----	-----	-----

略

(裏)

略

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

申 請 者 氏名 ㊟

連 帯 保 証 人 氏名 ㊟

住 所

別記様式第1号(第4条の3関係)

(表)

略

(裏)

略

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

申 請 者 氏名 ㊟

連 帯 保 証 人 氏名 ㊟

住 所

本人との続柄( ) 年 月 日生

連 帯 保 証 人 氏名 ㊟

住 所

本人との続柄( ) 年 月 日生

備考 略

別記様式第1号の2(第4条の3、第4条の4関係)

略

在学中学校又は 在学高等学校等名	
---------------------	--

学 習 成 績 の 評 定 平 均 値	
---------------------	--

略

上記の者は、高等学校等奨学資金の貸与を受ける者として、適当であると認め推薦します。

年 月 日

高 等 学 校 長 氏名 職 印

鳥取県教育委員会 様

備考 略

別記様式第1号の4(第4条の4関係)

(表)

略

在 学 高 等 学 校 等 名	立 高 等 学 校 高 等 専 門 学 校	課 程	科 第	学 年
--------------------	--------------------------	-----	-----	-----

略

(裏)

略

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

申 請 者 氏名 ㊟

連 帯 保 証 人 氏名 ㊟

住 所

本人との続柄( ) 年 月 日生

保 証 人 氏名 ㊟

住所

本人との続柄( ) 年 月 日生

備考 略

別記様式第1号の5(第5条の2関係)

(表)

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(高等学校等在学時申請用)				
略				
在学高等 学校等名	立 学 校 分 校	課 程	科 第	学 年
略				

(裏)

略

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

申 請 者 氏名 ㊟

連 帯 保 証 人 氏名 ㊟

住所

本人との続柄( ) 年 月 日生

保 証 人 氏名 ㊟

住所

本人との続柄( ) 年 月 日生

備考 略

別記様式第2号(第5条の2、第5条の3関係)

略				
在学又は 出身高等 学校等名	立 学 校 分 校	課 程	科 第	学 年
在 籍 ・ 卒 業				
略				
上記の者は、大学等奨学資金の貸与を受ける者として、適当であると認め推薦します。				
年 月 日				
学 校 長 氏名				[ 職 印 ]
鳥 取 県 教 育 委 員 会 様				

備考 略

別記様式第3号(第5条の2関係)

略

上のとおり相違ありませんので、お届けします。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

貸 与 予 定 者 氏名

本人との続柄( ) 年 月 日生

連 帯 保 証 人 氏名 ㊟

住所

本人との続柄( ) 年 月 日生

備考 略

別記様式第1号の5(第5条の2関係)

(表)

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(高等学校在学時申請用)				
略				
在学高等 学校名	立 高 等 学 校 分 校	課 程	科 第	学 年
略				

(裏)

略

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

申 請 者 氏名 ㊟

連 帯 保 証 人 氏名 ㊟

住所

本人との続柄( ) 年 月 日生

連 帯 保 証 人 氏名 ㊟

住所

本人との続柄( ) 年 月 日生

備考 略

別記様式第2号(第5条の2、第5条の3関係)

略				
在学又は 出身高等 学校名	立 高 等 学 校 分 校	課 程	科 第	学 年
在 籍 ・ 卒 業				
略				
上記の者は、大学等奨学資金の貸与を受ける者として、適当であると認め推薦します。				
年 月 日				
高 等 学 校 長 氏名				[ 職 印 ]
鳥 取 県 教 育 委 員 会 様				

備考 略

別記様式第3号(第5条の2関係)

略

上のとおり相違ありませんので、お届けします。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

貸 与 予 定 者 氏名

住所  
出身高等学校等名

備考 略

別記様式第4号(第5条の3関係)

(表)

略		
出身 高等学校等	立 学 校 年 月 卒業	年 月 大学入学資格検定合格
略		

(裏)

略

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

申 請 者 氏名 ㊟

連帯保証人 氏名 ㊟

住 所  
本人との続柄( ) 年 月 日生

保 証 人 氏名 ㊟

住 所  
本人との続柄( ) 年 月 日生

備考 略

別記様式第5号(第6条関係)

誓 約 書

私は、このたび鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づき、奨学資金の貸与の決定を受けました。  
つきましては、今後規則及び御指示の事項を堅く守り、学業に励み、性行を慎み成業いたします。  
なお、奨学資金の償還その他の義務についても、規定に従い、連帯保証人及び保証人とともにその責に任じます。

年 月 日

住 所  
本人氏名 ㊟

住 所  
上法定代理人 続柄 本人の( )  
氏 名 ㊟

住 所  
連帯保証人  
氏 名 ㊟

住 所  
保 証 人  
氏 名 ㊟

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

(注意) 略

住所  
出身高等学校名

備考 略

別記様式第4号(第5条の3関係)

(表)

略		
出 身 高等学校等	立 高 等 学 校 年 月 卒業	年 月 大学入学資格検定合格
略		

(裏)

略

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

申 請 者 氏名 ㊟

連帯保証人 氏名 ㊟

住 所  
本人との続柄( ) 年 月 日生

連帯保証人 氏名 ㊟

住 所  
本人との続柄( ) 年 月 日生

備考 略

別記様式第5号(第6条関係)

誓 約 書

私は、このたび鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づき、奨学資金の貸与の決定を受けました。  
つきましては、今後規則及び御指示の事項を堅く守り、学業に励み、性行を慎み成業いたします。  
なお、奨学資金の償還その他の義務についても、規定に従い、連帯保証人とともにその責に任じます。

年 月 日

住 所  
本人氏名 ㊟

住 所  
上法定代理人 続柄 本人の( )  
氏 名 ㊟

住 所  
連帯保証人  
氏 名 ㊟

住 所  
連帯保証人  
氏 名 ㊟

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

(注意) 略

別記様式第6号(第8条の2関係)

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長願  
鳥取県教育委員会 様 年 月 日  
次のとおり奨学資金の貸与期間の延長をお願いいたします。

略			
学校名等	連帯保証人 氏名		㊟
	保証人 氏名		㊟
略			
備考 略			

別記様式第6号(第8条の2関係)

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長願  
鳥取県教育委員会 様 年 月 日  
次のとおり奨学資金の貸与期間の延長をお願いいたします。

略			
学校名等	連帯保証 人氏名		㊟
			㊟
略			
備考 略			

別記様式第8号(第10条関係)

印紙税法に  
より印紙を ㊟  
貼付する

鳥取県育英奨学資金借用証書

借 用 金 額	百	十	万	千	百	十	円	也
---------	---	---	---	---	---	---	---	---

鳥取県育英奨学生として貸与を受けました上記奨学資金は、規定に従い私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約いたします。万一奨学資金の返還を怠った場合には、奨学資金返還明細書に記載した返還期限の到来前において指定された日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され強制執行の手続をとられても異議ありません。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

本 人 ㊟

住 所 法定代理人 ㊟

電話 ( ) - 続柄・本人の( )

住 所 連帯保証人 ㊟

電話 ( ) - 続柄・本人の( ) 年 月 日生

私は、上記の本人及び連帯保証人が奨学資金返還義務の履行を怠ったときは、その義務を継続履行します。

住 所 保 証 人 ㊟

電話 ( ) - 続柄・本人の( ) 年 月 日生

別記様式第8号(第10条関係)

印紙税法に  
より印紙を ㊟  
貼付する

鳥取県育英奨学資金借用証書

借 用 金 額	百	十	万	千	百	十	円	也
---------	---	---	---	---	---	---	---	---

鳥取県育英奨学生として貸与を受けました上記奨学資金は、規定に従い私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約いたします。万一奨学資金の返還を怠った場合には、奨学資金返還明細書に記載した返還期限の到来前において指定された日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され強制執行の手続をとられても異議ありません。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

本 人 ㊟

住 所 法定代理人 ㊟

電話 ( ) - 続柄・本人の( )

住 所 連帯保証人 ㊟

電話 ( ) - 続柄・本人の( ) 年 月 日生

住 所 連帯保証人 ㊟

電話 ( ) - 年 月 日生

別記様式第9号(第12条関係)

鳥取県育英奨学資金返還猶予願

決定番号 第 号  
出身学校名  
氏 名

次のとおり奨学資金の返還を猶予下さるようお願いいたします。

記

1 猶予期間 年 月 日より  
年 月 日まで

2 理 由

年 月 日

住 所  
本 人 氏 名 ㊟

別記様式第9号(第12条関係)

鳥取県育英奨学資金返還猶予願

決定番号 第 号  
出身学校名  
氏 名

次のとおり奨学資金の返還を猶予下さるようお願いいたします。

記

1 猶予期間 年 月 日より  
年 月 日まで

2 理 由

年 月 日

住 所  
本 人 氏 名 ㊟

住 所  
連帯保証人氏名  
住 所  
保 証 人 氏 名

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

(注意) 略

別記様式第10号(第13条関係)

鳥取県育英奨学資金返還免除願

決 定 番 号 第 号  
出 身 学 校 名  
氏 名

次のとおり奨学資金の返還を免除下さるよう別紙家庭状況書を添えてお願いいたします。

記

- 1 貸与総額 円
- 2 返還済額 円
- 3 返還免除を希望する額 円
- 4 理由

年 月 日

住 所  
相続人(本人との続柄)氏名  
住 所  
連帯保証人氏名  
住 所  
保 証 人 氏 名

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

(注意) 略

別記様式第11号(第13条関係)

家 庭 状 況 書 (返還不能の事情を証する書類)

決 定 番 号 第 号  
出 身 学 校 名  
氏 名

1 家族構成

略

2 生活状況

3 連帯保証人及び保証人の状況

上のとおり相違ありません。

年 月 日

相続人  
連帯保証人  
保証人

上のとおり相違ないことを証明します。

市町村長(又は民生委員) 職印

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

(注意) 略

別記様式第13号(第15条関係)

鳥取県育英奨学学生保証人変更届

決 定 番 号 第 号  
在 学 ( 出 身 ) 学 校 名  
氏 名

次のとおり変更しましたのでお届けします。

住 所  
連帯保証人氏名  
住 所  
連帯保証人氏名

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

(注意) 略

別記様式第10号(第13条関係)

鳥取県育英奨学資金返還免除願

決 定 番 号 第 号  
出 身 学 校 名  
氏 名

次のとおり奨学資金の返還を免除下さるよう別紙家庭状況書を添えてお願いいたします。

記

- 1 貸与総額 円
- 2 返還済額 円
- 3 返還免除を希望する額 円
- 4 理由

年 月 日

住 所  
相続人(本人との続柄)氏名  
住 所  
連帯保証人氏名  
住 所  
連帯保証人氏名

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

(注意) 略

別記様式第11号(第13条関係)

家 庭 状 況 書 (返還不能の事情を証する書類)

決 定 番 号 第 号  
出 身 学 校 名  
氏 名

1 家族構成

略

2 生活状況

3 連帯保証人の状況

上のとおり相違ありません。

年 月 日

相続人  
連帯保証人  
連帯保証人

上のとおり相違ないことを証明します。

市町村長(又は民生委員) 職印

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

(注意) 略

別記様式第13号(第15条関係)

鳥取県育英奨学学生保証人変更届

決 定 番 号 第 号  
在 学 ( 出 身 ) 学 校 名  
氏 名

次のとおり変更しましたのでお届けします。

<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 旧連帯保証人(保証人) 氏 名</p> <p>2 新連帯保証人(保証人) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">生年月日 住 所 続 柄</p> <p>3 変更する理由</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 本人氏名 住 所 連帯保証人(保証人)氏名</p> <p style="text-align: right;">鳥 取 県 教 育 委 員 会 様</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 旧連帯保証人 氏 名</p> <p>2 新連帯保証人 氏 名</p> <p style="text-align: right;">生年月日 住 所 続 柄</p> <p>3 変更する理由</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 本人氏名 住 所 連帯保証人氏名</p> <p style="text-align: right;">鳥 取 県 教 育 委 員 会 様</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県育英奨学資金貸与制度の規定は、平成17年4月1日以後に新たに育英奨学資金の貸与を受ける者から適用し、同日前に育英奨学資金の貸与を受けている者については、なお従前の例による。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第24号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																																																																
<p>別表(第3条関係)</p> <p>1 高等学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>高等学校名</th> <th>課程名</th> <th>学 科 名</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">鳥取緑風高等学校</td> <td>定時制課程</td> <td>総合学科</td> <td>3年以上</td> <td style="text-decoration: underline;">180人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>通信制課程</td> <td>普通学科 普通科</td> <td>3年以上</td> <td style="text-decoration: underline;">160人</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">米子東高等学校</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>定時制課程 (夜間)</td> <td>普通学科 普通科</td> <td>3年以上</td> <td style="text-decoration: underline;">110人</td> </tr> <tr> <td>通信制課程</td> <td>普通学科 普通科</td> <td>3年以上</td> <td style="text-decoration: underline;">400人</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	高等学校名	課程名	学 科 名	修業年限	収容定員	所在地	略						鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科	3年以上	180人	略	通信制課程	普通学科 普通科	3年以上	160人	略						米子東高等学校	略				略	定時制課程 (夜間)	普通学科 普通科	3年以上	110人	通信制課程	普通学科 普通科	3年以上	400人	略						<p>別表(第3条関係)</p> <p>1 高等学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>高等学校名</th> <th>課程名</th> <th>学 科 名</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">鳥取緑風高等学校</td> <td>定時制課程</td> <td>総合学科</td> <td>3年以上</td> <td style="text-decoration: underline;">90人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>通信制課程</td> <td>普通学科 普通科</td> <td>3年以上</td> <td style="text-decoration: underline;">80人</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">米子東高等学校</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>定時制課程 (夜間)</td> <td>普通学科 普通科</td> <td>3年以上</td> <td style="text-decoration: underline;">120人</td> </tr> <tr> <td>通信制課程</td> <td>普通学科 普通科</td> <td>3年以上</td> <td style="text-decoration: underline;">500人</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	高等学校名	課程名	学 科 名	修業年限	収容定員	所在地	略						鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科	3年以上	90人	略	通信制課程	普通学科 普通科	3年以上	80人	略						米子東高等学校	略				略	定時制課程 (夜間)	普通学科 普通科	3年以上	120人	通信制課程	普通学科 普通科	3年以上	500人	略					
高等学校名	課程名	学 科 名	修業年限	収容定員	所在地																																																																																												
略																																																																																																	
鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科	3年以上	180人	略																																																																																												
	通信制課程	普通学科 普通科	3年以上	160人																																																																																													
略																																																																																																	
米子東高等学校	略				略																																																																																												
	定時制課程 (夜間)	普通学科 普通科	3年以上	110人																																																																																													
	通信制課程	普通学科 普通科	3年以上	400人																																																																																													
略																																																																																																	
高等学校名	課程名	学 科 名	修業年限	収容定員	所在地																																																																																												
略																																																																																																	
鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科	3年以上	90人	略																																																																																												
	通信制課程	普通学科 普通科	3年以上	80人																																																																																													
略																																																																																																	
米子東高等学校	略				略																																																																																												
	定時制課程 (夜間)	普通学科 普通科	3年以上	120人																																																																																													
	通信制課程	普通学科 普通科	3年以上	500人																																																																																													
略																																																																																																	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第28号

平成17年度鳥取県立高等学校募集生徒数（定時制課程及び通信制課程）を次のとおり定める。

平成16年12月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

#### 1 定時制課程

高等学校名	学 科 名	募集生徒数
鳥取緑風高等学校	総合学科	90人 ただし、夜間20人、夜間 以外70人とする。
倉吉東高等学校	普通学科 普通科	40人
米子東高等学校	普通学科 普通科	30人
米子白鳳高等学校	総合学科	60人
(定時制課程 計)		220人

#### 2 通信制課程

高等学校名	学 科 名	募集生徒数
鳥取緑風高等学校	普通学科 普通科	約80人
米子白鳳高等学校	普通学科 普通科	約80人
(通信制課程 計)		約160人